

定住住宅取得等補助金



●補助対象要件 次のすべての要件を満たしていること

期間：令和8年3月31日まで

- ① 補助金申請時に世帯内に満65歳以下の者がいること。また、リフォームの場合は工事着工前6ヵ月から工事完了後3ヵ月の期間内に世帯員が増員となっていること
- ② 補助金の申請者は住宅取得者または工事契約者であること
- ③ 令和8年3月31日までに住宅の取得またはリフォームが完了し、当該住宅に速やかに居住し、引き続き5年以上定住しようとする者であること
- ④ 住宅の取得又はリフォームに係る経費が100万円以上であること（他の町補助金を受けた場合は対象経費を控除）
- ⑤ 居住部分の面積が50㎡以上で、居室、台所、トイレ及び風呂の設備を有していること
- ⑥ 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替え住宅でないこと
- ⑦ 天災や事故等により被災した住宅を修復する者でないこと
- ⑧ 同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと
- ⑨ 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと



●補助金額及び申請期間（次の①～③について重複して申請することはできません。）

	内容	基本補助額	加算額（※）	申請期間
①	住宅の新築、新築建売住宅購入	50万円	25万円	①所有権保存登記日
②	中古住宅購入	25万円	25万円	②所有権移転登記日
③	住宅リフォーム	経費の20% （上限50万円）	経費の10% （上限25万円）	③リフォーム完了日 から3ヵ月以内

※ 町内の登録事業者を利用した場合は、基本補助額に加算額が加算されます。

●申請時必要書類

【基本書類】	【住宅の新築・購入】	【住宅のリフォーム】
☐ 交付申請書 ☐ 住民票謄本（本籍、続柄記載） ☐ 位置図 ☐ 配置図、平面図 ☐ 町税等の未納がない証明書（※下記参照）	☐ 工事請負契約書または住宅売買契約書の写し ☐ 建物の登記事項証明書 ☐ 住宅の全景写真	☐ 修繕請負契約書の写し ☐ 見積書等の工事内容が分かる書類の写し ☐ 工事代金領収書等の写し ☐ リフォーム内容が分かる図面 ☐ リフォーム前後の写真

※ 申請年度の前年の1月1日時点で、南関町の住民基本台帳に記録されていない人のうち、満18歳以上の世帯員全員分の提出が必要です。（旧住所地で取得してください。）

※ 申請時点で町税等（保育料、使用料等含む）に未納がある場合は、申請受付できません。

●その他

次の場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 補助金交付決定後5年以内に住宅を売却又は賃貸した場合
- ② 〃 5年以内に住宅に定住する者がいなくなった場合
- ③ 虚偽の申請、その他不正行為があった場合

問合せ先
南関町役場
まちづくり課
電話：0968-57-8501